

ナイジェリア

1. サマリー

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ナイジェリアデータ保護規則 (Nigerian Data Protection Regulation, 2019) <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://nitda.gov.ng/wp-content/uploads/2020/11/NigeriaDataProtectionRegulation11.pdf - 施行状況 : 2019年1月25日施行 - 対象機関 : 公的部門及び民間部門 - 対象情報 : 識別された個人又は識別可能な個人に関する情報 																
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定 : なし APECのCBPRシステム : なし</p>																
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="658 954 1487 1353"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。																
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。																
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。																
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。																
⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。																
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。																
⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。																

その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

- 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの
—
- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの
—

2. OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利

(1) 収集制限の原則 (Collection Limitation Principle)

ナイジェリアデータ保護規則には、収集制限の原則又はこれに対応する事業者の義務に関する規定が存在する。具体的には、以下のとおりである。

ア. 適法かつ公正な手段による取得その他収集の制限を定めた規定

個人データは、①データ主体が特定の目的のための処理に同意した場合、②データ主体と管理者との間の契約の履行のため、又はデータ主体の要望による契約締結前の措置の実施のため必要である場合、③管理者が対象となる法的義務の遵守のために必要である場合、④データ主体又は他人の生命に関する利益を保護するために必要である場合、⑤公共の利益のための、又は管理者に与えられた公的権限の行使としての業務の実行に必要な場合のいずれかに該当する場合に限り、適法に処理することができることとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.2 条）。処理には収集も含まれる（ナイジェリアデータ保護規則 1.3 条 xxi）ため、かかる規定は、収集の制限を定めた規定といえる。

イ. 取得に際してのデータ主体への通知又はデータ主体からの同意取得を定めた規定

個人データを収集又は処理する媒体（medium）に、関連する情報に加えて、収集する個人情報や個人データの収集目的等の法定の事項を含むプライバシーポリシーを表示しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.5 条）。

また、管理者は、個人データを収集するに先立って、データ主体に管理者の身元及び連絡先や個人データを処理しようとする目的及び適法性根拠等の法定の情報を提供しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条 (7)）。

上記アに記載のとおり、ナイジェリアデータ保護規則上は、個人データの処理に際して常にデータ主体からの同意の取得が必要となるわけではないが、データ主体が特定の目的のための処理に同意した場合は、個人データを処理することができる場合の一つとして位置付けられている（ナイジェリアデータ保護規則 2.2 条(a)）。

(2) データ内容の原則 (Data Quality Principle)

ナイジェリアデータ保護規則には、データ内容の原則又はこれに対応する事業者の義務に関する規定が存在する。具体的には、以下のとおりである。

ア. 利用目的に関連する限度での取扱いを定めた規定

個人データの収集及び処理は、特定の正当かつ合法的な目的に従って行われることとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(1)(a)）。また、データ主体に知らされた特定の目的以外で個人データを収集してはならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.3 条(1)）。

イ. 利用目的の達成に必要な範囲内における正確性の確保を定めた規定

個人データは、十分かつ正確で、人間の尊厳を損なわないものでなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(1)(b)）。

(3) 目的明確化の原則（Purpose Specification Principle）

ナイジェリアデータ保護規則には、目的明確化の原則又はこれに対応する事業者の義務に関する規定が存在する。具体的には、以下のとおりである。

ア. 取得時又はそれより前の個人データの利用目的の特定を定めた規定

データ主体に知らされた特定の目的以外で個人データを収集してはならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.3 条(1)）。また、個人データを収集又は処理する媒体に、個人データの収集目的を含むプライバシーポリシーを表示しなければならず（ナイジェリアデータ保護規則 2.5 条）、管理者は、個人データを収集するに先立って、データ主体に個人データを処理しようとする目的を含む情報を提供しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(7)）。

イ. 特定された利用目的又は当該利用目的と矛盾しない目的の範囲内における利用を定めた規定

個人データの収集及び処理は、特定の正当かつ合法的な目的に従って行われることとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(1)(a)）。

ウ. 利用目的の変更時における利用目的の特定を定めた規定

個人データを収集時の目的以外の目的で処理する場合には、データ主体に別の目的での処理に関する情報を提供しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(7)(m)）。

(4) 利用制限の原則（Use Limitation Principle）

ナイジェリアデータ保護規則には、利用制限の原則又はこれに対応する事業者の義務に関する規定が存在する。具体的には、以下のとおりである。

ア. あらかじめ特定した利用目的の範囲を超えて開示すること又は利用可能な状態に置くことを制限する規定

個人データの収集及び処理は、特定の正当かつ合法的な目的に従って行われることとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(1)(a)）。なお、処理には、開示や利用可能な状態に置くことも含まれる（ナイジェリアデータ保護規則 1.3 条 xxi）ため、かかる規定は、「あらかじめ特定した利用目的の範囲を超えて開示すること又は利用可能な状態に置くことを制限する規定」といえる。

イ. あらかじめ特定した利用目的の範囲を超えてその他の利用を制限する規定

個人データの収集及び処理は、特定の正当かつ合法的な目的に従って行われることとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(1)(a)）。なお、処理には利用も含まれる（ナイジェリアデータ保護規則 1.3 条 xxi）ため、かかる規定は、「あらかじめ特定した利用目的の範囲を超えてその他の利用を制限する規定」といえる。

(5) 安全保護の原則（Security Safeguards Principle）

ナイジェリアデータ保護規則には、安全保護の原則又はこれに対応する事業者の義務に関する規定（漏えい、滅失、毀損、不正アクセス、不正利用等のリスクに対する合理的な安全保護措置を義務付ける規定）が存在する。具体的には、個人データは、盗難、サイバー攻撃、ウイルス攻撃、流布、あらゆる種類の操作、雨、火事、その他の自然現象による破損など、予測可能なすべての危険や侵害に対して安全でなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(1)(d)）。また、データ処理に関与する全ての者は、システムをハッカーから守ること、ファイアウォールを設置すること、データを安全に保管し、特定の許可された個人のみがアクセスできるよ

うにすること、暗号化、個人データ処理に関する組織方針の策定、電子メールシステムの保護、スタッフの継続的な能力開発などを含むセキュリティ措置を講じなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.6 条）。

(6) 公開の原則（Openness Principle）

ナイジェリアデータ保護規則には、公開の原則又はこれに対応する事業者の義務に関する規定が存在する。具体的には、以下のとおりである。

ア．個人情報の処理に関する方針の策定に関する規定

上記(5)に記載のとおり、データ処理に関与する全ての者は、個人データ処理に関する組織方針の策定を含むセキュリティ措置を講じなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.6 条）。

イ．主な利用目的、管理者の identity や所在地を容易に認識できる方法による提供に関する規定

上記(1)イに記載のとおり、個人データを収集又は処理する媒体に、個人データの収集目的などの事項を含むプライバシーポリシーを表示しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.5 条）。また、管理者は、個人データを収集するに先立って、データ主体に管理者の身元及び連絡先や個人データを処理しようとする目的を含む情報を提供しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(7)）。

(7) 個人参加の原則（Individual Participation Principle）

ナイジェリアデータ保護規則には、個人参加の原則又はこれに対応する本人の権利に関する規定が存在する。具体的には、以下のとおりである。

ア．自己に関する個人データの開示を求める権利を定める規定

管理者は、データ主体に対し、処理に関する情報を、簡潔で透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる形で、明確で平易な言葉を用いて提供するために適切な措置を講じなければならないとされている。情報は、書面又はその他の手段（適切な場合には電子的手段を含む）で提供するものとされている。なお、データ主体から要求があった場合には、データ主体の身元が他の方法で証明されることを条件

に、情報を口頭で提供することができる」とされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(1)）。

イ. 自己に関する個人データの消去、訂正、完全化又は変更を求める権利を定める規定

データ主体は、不当に遅滞することなく、自己と関係する不正確な個人データの訂正を得る権利を有するとされている。また、取扱いの目的を考慮に入れた上で、データ主体は、補足の陳述を提供する方法による場合を含め、不完全な個人データを完全なものにする権利を有するとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(8)）。さらに、データ主体は、自己に関する個人データを不当に遅滞することなく消去してもらうことを管理者に求める権利を有し、管理者は、個人データが収集された目的との関係で必要ないものとなっている場合等の一定の場合において、個人データを消去すべき義務を負うとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(9)）。

ウ. 権利行使ができない場合の理由の通知や異議申立てを定める規定

管理者がデータ主体による権利行使に応じないとき、管理者は、不当な遅滞なく、遅くとも権利行使を受けてから 1 ヶ月以内に、対応しない理由と、管轄監督当局に不服を申し立てることができる旨を通知しなければならないとされている（ナイジェリアデータ保護規則 3.1 条(2)）。

(8) 責任の原則（Accountability Principle）

データ主体の個人データを委託された又は保有している者は、データ処理に関する行為について、ナイジェリアデータ保護規則に含まれる原則に基づく責任を負うとされている（ナイジェリアデータ保護規則 2.1 条(3)）。

3. その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

(1) データ・ローカライゼーション規制 ①域内での保有・保管義務

個人情報・個人データを域内で保有・保管することを義務付ける法令は、見当たらない。

(2) データ・ローカライゼーション規制 ②域外移転の制約による実質的な域内保持義務

個人情報・個人データの域外移転を制約することにより実質的に域内で保有・保管することを義務付ける法令は、見当たらない。

なお、ナイジェリアデータ保護規則においては、データ保護当局が個人データの保護に関して十分な制度を有していると認定した外国又は国際機関への個人データの域外移転を原則として禁止しているが、データ主体が、個人データの移転に関して、十分性認定を受けていないことや適切な保護措置が存在しないことに起因するリスク、及び他の代替手段がないことについて情報提供を受けたうえで、移転に関して明確な同意をしている場合等には、データの移転が許容されている（ナイジェリアデータ保護規則 2.11 条、2.12 条）。この要件を満たして個人データの移転を行うことは、実務上一般的に不可能とまでは考え難く、また、データ保護当局から個人データの保護に関して十分な制度を有しているとの認定を受けている国には、日本を含む 40 カ国以上の国が含まれているため（[Nigeria Data Protection Regulation 2019: Implementation Framework](#) の Annexure C）、実質的に域内で個人データを保有・保管することを義務付けるものではないと思料される。

(3) ガバメントアクセス

ガバメントアクセスを根拠付ける法令は、見当たらない。

以 上